

提出書類確認フローチャート

スタート

調査対象者は、以下の扶養認定基準を満たしていますか？

《扶養認定基準》 ※全てを満たしていることが必要です。

- ①被保険者の収入によって生計が維持されていること
- ②年間収入額 130万円未満（給与・年金・不動産等全ての収入の合計金額）
※「60歳以上」または「59歳以下の障害年金受給要件者」は180万円未満
- ③被保険者の年間収入の1/2未満であること

はい

いいえ

被保険者（あなた）と調査対象者は同居していますか？
※あなたが単身赴任の場合は同居として扱いますので、「はい」に進んでください。

被扶養者資格がありません。
扶養取消の手続きが必要です。
健保組合へ直接ご連絡ください。

☎045-503-0330／

✉@nicekenpo@nice.co.jp

はい

いいえ

調査対象者は学生ですか？

はい

いいえ

1 通学の為の別居である
証明が必要です。

2 仕送りの証明が必要です。

調査対象者は現在収入がありますか？（年金・不動産収入等も年収に含みます。）

はい

いいえ

A～Cのうちどれに当てはまりますか？
※複数に当てはまる場合は、
それぞれ必要となる提出書類を全てご提出ください

令和5年は収入が
ありましたか？

はい

いいえ

D

E

A 給与収入がある場合
（パート・アルバイト等 ※短期バイトも含む）

B 自営業・フリーランス・不動産収入がある場合

C 年金収入がある場合
（国民・厚生・遺族・障害・恩給・基金・
個人年金・企業年金 等）

調査対象者は、1.2.A.B.C.D.Eのうち
どれに該当しましたか？
（複数に該当する場合もあります）

該当する全ての提出書類が必要です。
裏面をご参照のうえご提出ください。

A 給与収入がある場合（パート・アルバイト等 ※短期バイトも含む）

令和6年4～6月支給分の「給与明細書」のコピー

- ・氏名、支給月が確認できるもの
（アプリのスクリーンショット等、氏名の記載がない場合はご自身でご記入ください）
- ・4～6月分がご用意できない場合は、他の3ヵ月分を提出し、その理由を記載してください
（例：5～7月分「4月15日から勤務開始の為」、3月+5～6月分「3月は勤務無しの為」等）
- ・複数の就業先で勤務している場合は、それぞれ4～6月支給分の給与明細書が必要です
- ・短期、単発バイトの場合は、直近12ヵ月で収入があった月の給与明細書をご提出ください

令和5年度「源泉徴収票」のコピー

- ・令和5年度の収入が無い場合や、源泉徴収票を紛失した場合は、
「令和6年 課税(非課税)証明書」等で代用可能です（市役所で入手してください）

※3ヵ月の平均月収（月収＝通勤手当等を含めた総支給額）が108,334円以上の場合は、
下記の書類もあわせてご提出ください！！

令和6年1～3月分の「給与明細書」のコピー

or

被扶養者の収入確認に当たっての一時的な収入変動に係る事業主の証明書

- ・上記証明書については、パート、アルバイト先にお問い合わせください

B 自営業・フリーランス・不動産収入がある場合

令和5年「確定申告書」「収支内訳書」のコピー

- ・税務署の受付印または e-tax の場合は受付結果（受信通知）があるもの
- ・総収入から必要経費を差し引いた額を確認させていただきます

C 年金収入がある場合（国民・厚生・遺族・障害・恩給・基金・個人年金・企業年金等）

令和6年「年金振込通知書」「年金額改定通知書」のコピー

- ・受給者氏名が確認できるもの
- ・障害年金、遺族年金等の非課税分や、企業年金、個人年金等の公的年金でないもの
も含まれます

令和6年「課税(非課税)証明書」

- ・市役所等で入手してください（発行開始時期は市区町村のHP等でご確認ください）
- ・市区町村により「令和6年 所得証明書」等、名前が異なる場合があります

D 令和5年は収入あり・現在は収入無しの場合

令和6年「課税(非課税)証明書」

- ・市役所等で入手してください（発行開始時期は市区町村のHP等でご確認ください）
- ・市区町村により「令和6年 所得証明書」等、名前が異なる場合があります

収入が無くなったことを証明する書類

令和6年 課税(非課税)証明書の【所得等】欄に記載されている収入の種類に応じて、
以下の書類をご提出ください

- ・給与収入→「退職証明書」「離職票」「退職日記載の源泉徴収票」等のコピー
- ・自営業等→廃業した日が分かる書類（「廃業届」等）
- ・不動産収入→その不動産を手放した日が分かる書類（「売買契約書」「引渡し証明書」等）

※上記以外の場合は、提出前に健保組合（☎nicekenpo@nice.co.jp）までご相談ください

E 令和5年・現在ともに収入無しの場合

令和6年「課税(非課税)証明書」

- ・市役所等で入手してください
- ・市区町村により「令和6年 所得証明書」等、名前が異なる場合があります

※高校1年生に限り、提出を省略できます

1 通学の為の別居の場合

令和6年4月1日以降に発行した「在学証明書」のコピー

or

有効期限内の「学生証」のコピー

- ・学生証が両面の場合は、両面をコピーしてご提出ください

2 ①以外の別居の場合

直近12ヵ月分の「振込明細書」「通帳」等のコピー

- ・送金者名、受取者名、送金額が明記されたもの
- ・水道光熱費の領収書、クレジットカードの明細書、手渡しは認められていません
- ・12ヵ月分に満たない場合は、その理由を記載してください
（例：令和5年10月から別居となった為、令和6年1月に扶養に入れた為 等）

調査対象者世帯全員の住民票

- ・続柄、世帯主記載のもの
- ・個人番号（マイナンバー）の記載がないもの